

外国人就労政策の行方

～特定技能の受入れ拡大を巡る議論～

ニッセイ基礎研究所 総合政策研究部 鈴木 智也

要旨

1. 外国人労働者は日本経済にとって、なくてはならない存在になったと言える。少子高齢化で子供の数が減り、生産年齢人口が縮む日本では、働き手の確保が大きな課題となっている。実際、コロナ禍前の2019年には、従業員の不足による収益悪化等が要因で倒産した企業、いわゆる人手不足倒産は、4年連続で過去最多を更新していたという。現在は、コロナ禍による経済の落ち込みもあって、労働需給面は一時的に緩和した状態にあるが、経済の正常化が進むにつれて、再び課題として浮上して来ると見られる。
2. 政府は、このような慢性的な人手不足に対処するため、2018年12月に「出入国管理及び難民認定法」(以降、入管法)を改正し、2019年4月から新たな在留資格「特定技能」の運用を始めている。これは、従来の入管法政策の下で受入れが制限されてきた外国人労働者に門戸を開くものであり、日本の外国人受入れ政策が大きな転換点を迎えたとも指摘されてきた。制度創設から3年目を迎える今年、その見直しを行う時期にあたる。
3. 今般の見直しで特に注目されるのは、熟練労働者がより長く日本で働くことを可能とする、特定技能「2号」の扱いにある。現在、その対象業種の拡大に向けた議論が進んでいる。ただ、家族帯同が可能で、永住権の取得にもつながる特定技能2号については、保守層の間に移民政策だとする批判が根強くあり、制度運営に一定の影響を持つ自民党内の意見も別れている。
4. 特定技能2号の受入れ拡大は、少子高齢化が進む現状や、外国人材の獲得競争が激しくなる、国際的な情勢も踏まえれば、妥当性の高い措置だと言える。また、何の問題も起こすことなく、日本の社会や経済を長く支えてきた人材は、国籍に関わらず有用な存在であり、そのような人材の貢献に報い、さらなる活躍を期待できる場を整えることは、社会的にも意義あることだと言える。
5. 一方で、特定技能2号による受入れは、長期的に国の在り方に影響を及ぼす可能性も高いことから拙速に進める訳にもいかない。社会で新たな分断の種が芽吹くことのないよう、国民の理解や共感を得るための努力が重要になる。具体的には、これまでの現状を振り、制度の透明性を高めていくことで、懸念の声にも耳を傾けることが求められる。また日本では、外国人労働者に関するデータの不足がイメージ先行で語られる要因にもなっていることから、統計データの整備を進め、それを政策に活かしていく工夫も必要になるだろう。

1—はじめに

2019年4月の改正入管法の施行から3年目を迎える今年は、新たに創設された在留資格『特定技能』の見直しを行う時期にあたる。

今般の見直しで特に注目されるのは、特定技能「2号」の扱いだ。現在、その対象業種拡大について検討が進められている。ただ、永住権の取得や家族帯同も可能となる、特定技能「2号」の受入れ拡大は、移民政策や治安などへの懸念から異論もあり、どのような形で決着するか見通しづらい。

本稿では、対象業種拡大の検討が進む特定技能について、制度創設後の状況を整理し、今後のポイントについて考えてみたい。

2—特定技能の制度概要

〔図表1〕特定技能制度の概要

	特定技能「1号」	特定技能「2号」
対象人材	不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（ 特定産業分野 ）に属する 相当程度の知識又は経験を必要とする技能 を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	特定産業分野 に属する 熟練した技能 を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
技能水準	・試験等で確認 (技能実習2号修了者は試験等免除)	・試験等で確認
日本語能力水準	・生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号修了者は試験等免除)	・試験等での確認は不要
在留期間	・1年、6か月又は4か月ごとの更新 ・通算で 5年を上限 （更新不可）	・3年、1年又は6か月ごとの更新 ・ 制限なし （更新可）
家族帯同	・ 基本的に認めない	・ 要件を満たせば可能 （配偶者、子）
支援体制	・受入れ機関（直接雇用契約を結ぶ民間企業）又は登録支援機関（業界団体や社労士等）による支援の対象	・対象外

（資料）出入国在留管理庁『在留資格「特定技能」について』などをもとに筆者作成

外国人が日本で活動するためには、入管法で定められた在留資格が必要になる。各々に許可される活動は在留資格次第であり、就労可能な範囲もそれに応じて決まる。本稿の対象である特定技能も、そのような在留資格の1つであり、「深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく」ために2019年4月に創設された。

同制度の特徴としては、日本人従業員と同等以上の待遇を確保することが、受入れ企業に義務付けられたほか、同一の業務区分内であれば、外国人労働者に転職を認めたことなどが挙げられる。また、混同されることも多い、技能実習制度との比較では、受入れ職種や在留期間のほか、制度創設の趣旨や対象となる人材に違いがある。

例えば、制度創設の目的については、技能実習が、技術移転を通じた、発展途上国の人材育成や経済成長の支援といった、国際貢献が目的であるのに対して、特定技能は、国内の人手不足分野における、労働力の確保を目的としている。また、在留資格の取得要件にも違いがあり、技能実習が介護職種を除いて、日本語能力試験などを要件としていないのに対して、特定技能では、日本語能力試験に加えて、職種ごとに実施される技能試験を要件としている。これは、特定技能が高度人材のように、際立った専

門性を有した人材であるとまでは言えないものの、技能実習制度に比べて、相対的に高いスキルを有した人材であることを意味している。なお、特定技能は、その技能水準に応じて「1号」「2号」の2種類があり、それぞれ対象とする人材や受入れ分野などに違いがある〔図表1〕。

特定技能「1号」については、「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」であり、「特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる」人材に認められる。在留期間は、通算で上限5年。家族帯同は基本的に認められず、受入れ機関又は登録支援機関による支援が必要となる。

特定技能「2号」については、「特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」であり、「現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する」レベルの人材に認められる。在留期間は、更新の必要はあるが上限はない。要件を満たせば家族帯同も可能であり、登録支援機関などによる支援も義務ではなくなる。

2022年1月時点で、特定技能「1号」の対象業種となっているのは、「介護分野」「ビルクリーニング分野」「素形材産業分野」「産業機械製造業分野」「電気・電子情報関連産業分野」「建設分野」「造船・舶用工業分野」「自動車整備分野」「航空分野」「宿泊分野」「農業分野」「漁業分野」「飲食料品製造業分野」「外食業分野」の14分野であり、このうち特定技能「2号」へ移行できるのは、「建設分野」「造船・舶用工業分野」の2分野だけである。

3—国論を二分した制度

特定技能を巡っては、2018年の入管法改正時において、国論を二分してきた。当時の世論調査を並べてみると、外国人労働者の受入れ拡大の賛否は拮抗し、新制度が移民政策にあたるかの認識も、分かれていたことがよく分かる〔図表2〕。

〔図表2〕入管法改正（前後）の主要各紙・世論調査

	設問	賛成 ／評価する ／思う	反対 ／評価しない ／思わない	調査期間
産経新聞	外国人労働者の受け入れ拡大	45	44	2018年12月8日～ 2018年12月9日
	改正出入国管理法が8日に成立したこと	22	71	
読売新聞	外国人労働者の受け入れを単純労働にも拡大する政府の方針	51	39	2018年10月26日～ 2018年10月28日
	外国人が定住を前提に日本に移り住む「移民」の受け入れ	43	44	
日経新聞	外国人労働者を5年間で最大34万5千人受け入れる政府の方針	41	47	2018年11月23日～ 2018年11月25日
	外国人労働者が日本に永住すること	48	40	
毎日新聞	改正入管法が先の臨時国会で成立したこと	30	55	2018年12月15日～ 2018年12月16日
	同法が事実上の「移民政策だと思う」か	40	42	
朝日新聞	外国人労働者の受け入れ拡大に	45	43	2018年11月17日～ 2018年11月18日
	「移民政策ではない」という首相の説明に納得できるか	29	64	

（注）改正国管理法は、2018年12月8日成立。

（資料）報道各紙より作成

その背景には、改正入管法の法案審議から成立までの期間が短く、意見の収束が図られる前に終わってしまったことが挙げられる。

実際、新たな在留資格の制度創設を巡る議論は、2018年2月の経済財政諮問会議において検討が始まり、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」に明記され、12月の臨時国会で成立するというスピード感で進められた。焦点の1つになった対象分野を巡っては、6月の当初想定では、介護、宿泊、農業、造船、建設の5分野であったものが、業界からの要望を受けて、いつの間にか14分野まで拡大していた。また、外国人就労政策を巡っては、現行の技能実習制度の問題、外国人の社会保障や年金給付に係る問題、治安や国内労働市場への悪影響などの様々な論点が浮上し、激しい議論が交わされている。特に保守層からは、事実上の移民政策だとする批判が根強く、与党内にも異論が挙がっていた。これに対して政府は、新制度による外国人材の受け入れを、単なる労働力の受け入れと定義することで、何とか法案の成立にこぎつけた経緯がある。

これまでの経緯を振り返ると、改正入管法を巡る議論は、単純労働分野に始めて外国人材を受け入れる、歴史的な政策転換と言われた割には、生煮えのまま終わってしまったとの印象は否めないだろう。

4— 制度創設後、2年の現状

〔図表3〕 受け入れ見込み数の算出（2024年度までの見通し）

	2024年度迄			ルート						
	最大 受入数	9月末 受け入れ数	充足率	介護福祉士 養成施設 修了	EPA 介護福祉士 候補者	検定	技能実習	試験	開始時期	
									国内	海外
総数	345,650	38,337	11.1%	0.0%	0.5%	0.1%	80.2%	19.2%	-----	-----
介護分野	60,000	3,947	6.6%	0.0%	4.6%	-----	1.4%	93.9%	2019年10月	2019年4月
ビルクリーニング分野	37,000	487	1.3%	-----	-----	-----	70.8%	29.2%	2019年11月	2019年12月
素形材産業分野	21,500	2,496	11.6%	-----	-----	-----	99.6%	0.4%	2020年10月	2020年1月
産業機械製造業分野	5,250	3,180	60.6%	-----	-----	-----	99.8%	0.2%	2020年10月	2020年1月
電気・電子情報関連産業分野	4,700	1,715	36.5%	-----	-----	-----	99.4%	0.6%	2020年10月	2020年1月
建設分野	40,000	3,745	9.4%	-----	-----	1.0%	97.9%	1.1%	2020年8月	2020年8月
造船・船用工業分野	13,000	1,052	8.1%	-----	-----	0.0%	99.6%	0.4%	2020年5月	2019年11月
自動車整備分野	7,000	466	6.7%	-----	-----	1.1%	91.0%	7.9%	2020年10月	2019年12月
航空分野	2,200	35	1.6%	-----	-----	-----	0.0%	100.0%	2019年11月	2019年11月
宿泊分野	22,000	121	0.6%	-----	-----	-----	0.0%	100.0%	2019年4月	2019年10月
農業分野	36,500	5,040	13.8%	-----	-----	-----	93.3%	6.7%	2020年3月	2019年10月
漁業分野	9,000	478	5.3%	-----	-----	-----	99.2%	0.8%	2021年3月	2020年1月
飲食品製造業分野	34,000	13,826	40.7%	-----	-----	-----	91.5%	8.5%	2019年10月	2019年11月
外食業分野	53,500	1,749	3.3%	-----	-----	-----	0.0%	100.0%	2019年4月	2019年11月

（注）「建設分野」「造船・船用工業分野」は、特定技能2号外国人の在留資格が創設されているが取得者なし。

業種別の試験のほか、国際交流基金日本語基礎テストも実施されている。

（資料）出入国管理庁「特定技能1号在留外国人数」、内閣府「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」

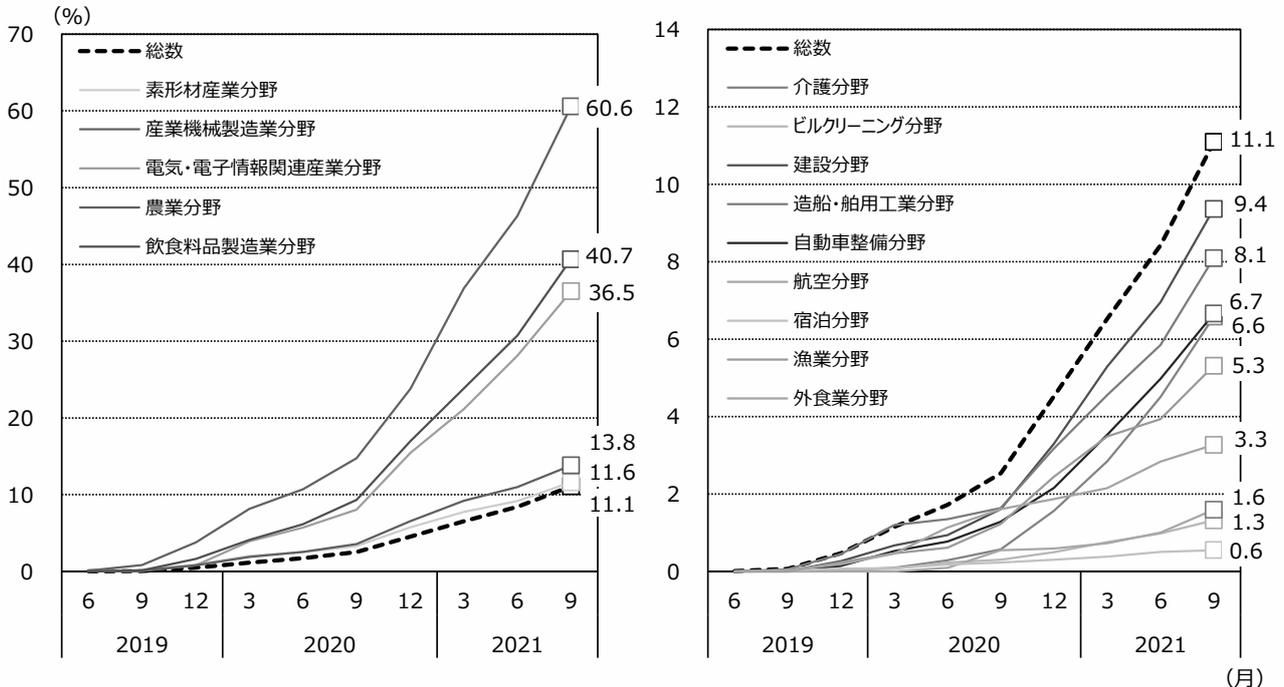
日本で就労している外国人労働者は、2021年10月時点で172.7万人と、2013年以降に9年連続で過去最高を記録し、コロナ禍においても前年比プラスを維持している。

このうち、特定技能で就労する外国人労働者は29,592人と、全体の1.7%を占めるに過ぎないが、対前年同月比で見ると4倍以上であり、この1年で大きく増加してきたことが分かる。ただ、政府が示した特定技能の受入れ規模は、2019年度から2024年度までの5年間に、最大約34.5万人であり、「受入れ実績」を「最大受入れ予定数」で除した「受入れ充足率」で見ると、特定技能人材の受入れは、決して順調に進んで来たとは言えない。

その要因としては、コロナ禍の水際対策として、厳しい入国制限が課されてきたことだけでなく、制度創設決定から運用開始までの期間が短く、職種ごとの技能試験や二国間の覚書締結などの準備が遅れたことなどが影響したと考えられる [図表3]。実際、分野別の受入れ状況を見てみると、コロナ禍の影響が大きかった「ビルクリーニング分野」「航空分野」「宿泊分野」「外食業分野」などの受入れ充足率はとりわけ低く、最大見込み数の5%にも達していない [図表4]。また、コロナ禍の影響が、相対的に小さかったと見られる「介護分野」や「漁業分野」などでも、入国規制の厳格化や試験実施の遅れから、思うような受入れはできていないようである。

一方、製造3分野と言われる「素形材産業分野」「産業機械製造業分野」「電気・電子情報関連産業分野」では、特定技能に移行可能な技能実習生の数が多く、コロナ禍においても移行者が増えたと考えられる。全体の36.1% (13.8万人) を占めて、最大の受入れ分野となった「飲食料品製造業分野」では、技能実習から特定技能に移行することによって、業務範囲や対象となる事業所範囲が広がることから、他の分野よりも移行が積極的に進んだとみられる。

[図表4] 特定技能人材の充足率



(資料) 出入国管理庁「特定技能1号在留外国人数」

国籍別には、ベトナム（23.9千人、構成比162.5%）、フィリピン（3.6千人、同9.4%）、中国（8.3千人、同8.3%）、インドネシア（3.1千人、同8.0%）からの受入れが多く、その顔ぶれは制度設立当初から、ほぼ変わっていない。特定技能への主な移行資格である技能実習（2020年10月時点）と比較すると、受入れ上位国の顔ぶれは一致しているものの、その構成比には若干の違いがあり、ベトナムの比率（技能実習の構成比は54.3%）は高まる一方、中国の構成比（同19.1%）は小さくなっている。これは、ベトナムの技能実習生における、特定技能への移行比率が、中国よりも高いことを示めており、特定技能に移行しやすい業種にベトナム出身者が多いことを示唆している。実際、ベトナム出身者は、特定技能の受入れが進む「飲食料品製造業分野」で多く、その7割以上を占めている。

分野別には、「飲食料品製造業分野」「建設分野」でベトナムの存在感が大きく、「造船・船用工業分野」「自動車整備分野」はフィリピン、「漁業分野」はインドネシアの存在感が大きいなど、国ごとに特徴が見られる。なお、中国については、分野別の構成比でみると、「ビルクリーニング分野」「自動車整備分野」が少ないこと以外、あまり偏りはみられない。

地域別には、「飲食料品製造業分野」に加えて、製造3分野の受入れが多い、愛知県（3.3千人）が最多であり、「介護分野」「建設分野」で受入れの多い、千葉県（2.6千人）、埼玉県（2.3千人）などが続いている。受入れ総数では、3大都市圏の周辺が多いものの、人手不足が増しつつある地方部でも、特定技能の受入れ拡大は続いているようだ。

5—見直しを巡る論点

特定技能制度については、政府の裁量による部分が大きく、対象分野や技能試験の実施方法、年間の受け入れ人数などの決定は政府に委ねられる。従って、特定技能「2号」の対象業種拡大も、関係閣僚会議で分野別運用方針の見直しが行われたあと、省令や告示の改正をもって対応が進んでいくと見られる。その意味で今後の行方は、政府・与党内の議論がカギを握っていると言える。

なお、今般の見直しの方向性については、過去の経緯からみれば驚きは少ない。例えば、1993年に創設された技能実習制度は、在留期間が研修と技能実習を合わせて最長2年とされていたが、1997年に最長3年に延長され、2017年の技能実習法²改正を経て、最長5年に延長されている。また、対象職種についても、1993年の17職種から1999年には55職種に拡大し、累次の追加を経て、現在では85職種156作業³まで拡大している。特定技能の創設目的が、人手不足分野における即戦力たる外国人材の受入れにあり、人口減少で働き手の減少が進む現状を踏まえれば、対象業種の拡大が検討されること自体は、ある程度予想された展開と言える。

ただ、今般の業種拡大は、永住権の獲得にもつながる特定技能「2号」だという点が、これまでとは大きく異なる。技能実習は、建前はどうか短期的に労働者を受入れてきた制度であるが、特定技能「2号」は、長期的に外国人材を受入れていく制度であるということは、よく理解した方が良いでしょう。

一方で、永住権の取得は、長期滞在するだけで認められるものではない。例えば、永住権の取得には、①素行が善良であること（入管法違反や犯罪行為のほか、軽微な道路交通法違反も繰り返すと素行不良と判断される場合もある）、②独立生計要件を満たすこと（保有資産や年収などから安定した生活が営めることを証明すること）、③国益適合要件を満たすこと（10年以上の在留かつ5年以上の就労、納税

¹ 特定技能1号在留外国人数に占める割合

² 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

³ 2021年3月時点。

や出入国管理など届け出義務の履行、最長の在留資格の保有、公衆衛生上の観点から有害となる恐れがないこと、生活の基盤が日本にあること)などの要件を、すべて満たすことが求められる。特定技能「2号」では、これらのうち技能実習や特定技能「1号」では算入の認められていない、5年以上の就労という要件を満たせることから、永住権の取得につながると考えられる。

なお、外国人が永住権を取得すると、日本における無期限の滞在や、配偶者や子の帯同、職業選択の自由などが認められる(ただし、議論はあるものの、参政権は認められていない)。さらに、永住権の取得後に誕生した子には、永住者の配偶者等の資格が与えられて、特定技能「2号」取得者と同じく、職業選択の自由も認められる。

6—今後のポイント

政府は、特定技能の制度見直しに向けて、早ければ来年2022年3月の正式決定を経て、省令などの改正に着手する意向とされる。しかし、それには国民の理解や共感を得ることが必要であり、説明力のある仕組みや制度を示すことが求められる。

なお、今般の特定技能「2号」の受入れ対象の拡大については、少子高齢化が進む日本の現状や、外国人材の獲得競争が激しくなる国際的な情勢を踏まえれば、妥当性が高い措置だと考えられる。

足元では、コロナ禍で需要が低迷しているとは言え、感染収束後には、宿泊や外食、航空サービスなどでも、需要の回復が期待される。また、特定技能「1号」の受入れ分野は、人手不足が深刻であった業種であり、需要が戻れば外国人材への需要も回復していくと見られる。さらに、国内の生産年齢人口は、少子高齢化による影響で長期的に減少していくことは避けられず、今後も一定程度、外国人材に頼ることは必要になると思われる。

また、少子高齢化は日本だけの問題ではなく、外国人労働者の主要な送り出し国である、中国やベトナム等でも着実に進行している。しかも、それらの国の成長力は日本よりも高く、所得環境の差も以前ほど大きくはない。日本が将来に渡って、必要とする人材を確保していくためには、外国人に魅力的に映る制度が必要となる。長く働くことのできる環境は、そのための重要な要素と言える。

さらに、日本に長く滞在し、何の問題もなく社会経済に貢献してきた人材は、日本にとって有用な存在でもある。そのような人材の貢献に報い、さらなる活躍を期待する意味でも、受入れ拡大に動くことは意義があるだろう。

一方で、永住権の取得にもつながる特定技能「2号」の拡大は、長期的に国の在り方にも影響を及ぼし得る点で、国内にも異論がある。その懸念を和らげ、国民の理解や納得感を高めていくためにも、その制度設計や運営方法については、しっかりと検討していくことが必要だろう。

例えば、特定技能「2号」の技能レベルは、比較的要件の緩い「1号」と異なり、現行の「専門的・技術的分野」の在留資格と同等か、それ以上に高い水準が求められる。これは、一般的なイメージとは若干異なる可能性があり、その点については国民の間に誤解が生じないように、十分丁寧に説明していく必要はあると思われる。ただ、特定技能「2号」の移行試験については、2022年1月時点で、まだ「建設分野」「造船・船用工業分野」のいずれでも実施されていない。実際に、どの程度の技術水準が求められるかは、今後の運営次第の面もあり、十分注意してみていく必要はあるだろう。

なお、特定技能「2号」への現実的な移行資格である特定技能「1号」については、少なくとも現状を振り返る必要はあると思われる。2019年からの5年間で、最大34.5万人を受け入れたとした数値は、コロナ禍以前の前提に基づいており、足元の経済や雇用状況を反映していない。また、労働力不足見込

み数の内訳である、生産性や国内人材の確保状況についても確認が必要だろう。生産性の状況については、景気動向に左右される面もあり、短期的な変化に着目することによりあまり意味はないが、分野別に置かれた前提に、妥当性があるかは検証していくべきだろう [図表5]。さらに、今般の見直しで、特定技能「1号」の対象分野が、そのまま特定技能「2号」の対象分野となり得ることが示された。その受入れの必要性や規模については、より精緻に検討していくことが求められる。

[図表5] 受入れ見込み数の算出 (2024年度までの見直し)

	労働力不足 見込み数 (人)	生産性向上 による対処 (人)		国内人材 確保 (人)	海外人材 確保 (人)
総数	1,455,000	589,500	-----	519,500 ~ 547,000	345,650
介護分野	300,000	20,000	5年間で1%	220,000 ~ 230,000	60,000
ビルクリーニング分野	90,000	40,000	毎年1.0%	13,000	37,000
素材産業分野	62,000	30,000	毎年1.0%	10,000 ~ 15,000	21,500
産業機械製造業分野	75,000	62,000	毎年1.0%	7,500 ~ 8,500	5,250
電気・電子情報関連産業分野	62,000	54,000	毎年1.0%	3,000 ~ 4,000	4,700
建設分野	210,000	160,000	毎年1.0%	10,000 ~ 20,000	40,000
造船・船用工業分野	22,000	7,000	毎年1.0%	3,000	13,000
自動車整備分野	13,000	4,000	5年間で1%	2,500	7,000
航空分野	8,000	2,500	毎年1.0%	3,500 ~ 4,000	2,200
宿泊分野	100,000	50,000	毎年2.8%	30,000	22,000
農業分野	130,000	11,000	毎年1.0%	80,000	36,500
漁業分野	20,000	4,000	毎年1.0%	7,000	9,000
飲食品製造業分野	73,000	27,000	5年間で2%	12,000	34,000
外食業分野	290,000	118,000	毎年0.5%	118,000	53,500

(資料) 内閣府「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」

足元では、外国人労働者の就労状況を、より細かく捉える統計の整備が検討されている⁴。このような統計の整備が進めば、現状では捉えることの難しい、年齢や学歴、雇用形態などに応じた、賃金や失業などの動向を把握することが可能となり、外国人材の受入れによる国内雇用や賃金、住宅価格などへの影響を、より正確に把握できるようになると期待される。将来的には、このような統計データを活用して、受け入れ規模をより柔軟に調整する仕組みの導入も、検討して行くべきだろう。

最後になるが、特定技能「2号」の受入れが拡大すれば、日本に長期滞在する外国人材は、今よりも増えて、共生社会の実現に向けた環境整備は、ますます重要になると考えられる。現状でも、外国人子女への教育が行き届かない面があり、十分に対応ができていないと言え難い。今後、日本で結婚し、国内で子育てを考える外国人が増えていけば、日本語指導が必要な子どもの数が増え、教員の不足はさらに深刻化する可能性が高く、自治体等の負担も増えることが予想される。今般の見直しでは、そのような共生政策の在り方についても、議論が深められることが期待される。

⁴ 外国人の雇用・労働等に係る統計整備に関する研究会

本誌は、信頼できると思われる情報に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。本誌に記載された意見等は、本誌作成時点における見解であり、将来予告なしに変更する場合があります。本誌は情報提供のために作成されたものであり、特定の取引等を行うことを推奨または勧誘するものではありません。本誌の情報に基づいて何らかの取引を行ったとしても、当社は一切責任を負えません。本誌の一部または全部を、日本生命保険相互会社の同意なしに、複写・配布することを禁じます。

Copyright© 2021 日本生命保険相互会社